

登 録 規 程

制	昭	27.	4.	7
改	和	32.	5.	1
	昭	36.	6.	1
	和	39.	6.	1
	昭	41.	5.	1
	和	45.	6.	1
	昭	46.	5.	28
	和	48.	5.	1
	昭	50.	10.	1
	和	51.	4.	1
	昭	54.	4.	1
	和	61.	5.	13
	平	元.	3.	31
	成	5.	4.	1
	平	9.	4.	1
	成	25.	4.	1
	平	26.	4.	1
	成	1.	10.	1

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、褐毛和牛の形質及び能力を改善し、その斉一性を高め、優良な産子
を確保するため、この規程により登録を行う。

(登録の種類)

第 2 条 この規程による登録は、次の通り 4 種とする。

繁 殖 登 録
産 肉 登 録
高 等 登 録
育 種 高 等 登 録

(繁殖登録)

第 3 条 繁殖登録は、次の条件のすべてを備えたものについて行う。

- (1) 第 7 条の規定による子牛登記を受け、その証明書をもつもの（雄にあっては、
公的機関が実施する血液型検査を受け、親子関係に矛盾がないことが証明された
ものに限る。）
- (2) 父母の繁殖成績が良好であるもの
- (3) 雄は生後 1 4 カ月以上、雌は生後 1 6 カ月以上において、別表 1 の審査標準に
より審査の結果、雄は 8 5 点以上、雌は 8 0 点以上を得点したもの。

(産肉登録)

第 4 条 産肉登録は、繁殖登録牛の雌であって、その産子の産肉性が特に優れたもの
(高等登録)

第 5 条 高等登録は、繁殖登録牛又は産肉登録牛であって、次の条件のすべてを備え
たものについて行う。

- (1) 父母、祖父母ともに登録牛であるもの
- (2) 繁殖成績良好で、本牛の産子及び 4 代祖先までの産子中に、別に定めるところ
による遺伝的異常形質が出現していないもの
- (3) 雄にあっては、別に定めるところによる産肉能力検定成績が良好で、又産子中
に 8 5 点以上の登録牛を 2 0 頭以上生産したもの

(4) 高等登録審査の際に、別に定める繁殖雌牛能力評価基準又は種雄牛能力評価基準による能力評価値が、雌雄ともに85点以上を得点したもの

(育種高等登録)

第6条 育種高等登録は、高等登録牛であって、次の条件を備えたものについて行う。

- (1) その産子の産肉性が特にすぐれたもの
- (2) 育種高等登録審査の際に、別に定める繁殖雌牛能力評価基準又は種雄牛能力評価基準による能力評価値が、雌雄共に90点以上を得点したもの

(子牛登記)

第7条 第2条の登録を行うための補助手段として、子牛登記を行う。

2. 子牛登記は、登録牛の間に生産された子牛で、別表1の審査標準により失格と認められた以外の子牛について行う。

(登録及び子牛登記の所管区分)

第8条 登録及び子牛登記は本会本部が行う。ただし、子牛登記については、本会支部が行うことを妨げない。

(審査標準及び審査細則)

第9条 登録及び子牛登記についての審査標準は別表1のとおりとし、その他審査実施の細部に関する細則は別に定める。

(審査標準の改正)

第10条 会長は、審査標準の改正に当って、中央審査委員会に諮問してその改正案を作成し、公聴会の検討を経た上で理事会の承認を得てこれを改正する。

(審査委員)

第11条 中央審査委員は、会長が本会役員及び学識経験者の中から適任者を選んで任命し又は委嘱する。

2. 地方審査委員は、会長が支部長の推薦により委嘱し、又は本会職員の中から適任者を選んで任命する。
3. 支部審査委員は、会長が支部長の推薦により委嘱する。

第2章 登録及び子牛登記の申込み並びに審査

(繁殖登録の申込み)

第12条 繁殖登録を受けようとする者は、第10号様式の子牛登記証明書をもって申し込むものとする。

(産肉登録の申込み)

第13条 産肉登録を受けようとする者は、第1号様式の申込書に所要の事項を記入し、繁殖登録証明書に産子の肥育成績書を添えて申し込むものとする。

(高等登録及び育種高等登録の申込み)

第14条 高等登録及び育種高等登録を受けようとする者は、第1号様式の申込書に所要の事項を記入し、繁殖登録証明書又は産肉登録証明書若しくは高等登録証明書に、雄にあつては産肉能力検定成績書又は産子の肥育成績書を、又雌の育種高等登録にあつては産子の肥育成績書を添えて本会に申し込まなければならない。

(子牛登記の申込み)

第15条 子牛登記を受けようとする者は、第2号様式の子牛生産届(又は分娩届)に母牛の登録証明書及び授精証明書(種付証明書を含む)を添えて申し込むものとする

(異性の複数産子の雌の申込み)

第16条 異性の複数産子の雌については、当該牛が生後30カ月までの間に受胎又は分娩した後でなければ登録の申込みを受理しない。

(申込月齢)

第17条 繁殖登録にあつては生後30カ月までに、子牛登記にあつては哺乳中(生後6カ月まで)に申し込まなければならない。ただし、繁殖登録又は子牛登記を受けようとする者が、やむを得ない理由があることを明らかにしたときは、この限りでない

(審査)

第18条 登録及び子牛登記についての審査は、本会が任命し又は委嘱した審査委員2名以上で行う。

2. 高等登録の審査は、本会が派遣する中央審査委員の立会により、これを行う。
3. 審査は、あらかじめ期日及び場所を定めて行うものとする。
4. 超音波測定装置により検査の結果、肉質形質がすぐれていると判定されるものについては、審査得点に別に定める加算措置をとることができるものとする。

(審査成績の報告)

第19条 審査委員が登録の審査を終了したときは、第3号様式の審査成績報告書を本会に提出するものとする。

2. 審査成績報告書は、審査後4カ月以内に提出しなければならない。

第3章 登録及び子牛登記の事務

(登録及び子牛登記の原簿)

第20条 登録及び子牛登記は、第4号様式及び第5号様式の原簿に登載して行う。

2. 登録原簿及び子牛登記原簿は本会本部において保管する。ただし、子牛登記原簿は本会支部に保管することを妨げない。
3. 牛の名号は、雌の場合はひらがなを、雄の場合は漢字を用いるものとする。
4. 登録及び子牛登記に際し必要があるときは、牛の名号を変更することができる。

(登録及び子牛登記の記号)

第21条 登録又は子牛登記した牛には、登録及び子牛登記の種別に次の記号を付して性別に一連番号をつけるものとする。ただし、子牛登記における○印には郡名又は地域名の略字を記入する。

種 別	記 号
繁 殖 登 録	繁 殖
産 肉 登 録	産 肉

高等登録	高
育種高等登録	育高
子牛登記	子〇

2. 子牛登記番号は、年度ごとに更新することを妨げない。
3. 複数産子の子牛登記においては、同性、異性の別を明記し、同性にあっては、連番で登記し、異性にあっては、他の子牛の記号番号をカッコ内に併記するものとする。

(証明書等の交付)

第22条 繁殖登録したものには、第6号様式の繁殖登録証明書を申込者に公付する。

2. 産肉登録したものには、第7号様式の産肉登録証明書を申込者に交付する。
3. 高等登録したものには、第1号ひな形の額章及び第8号様式の高等登録証明書を申込者に交付する。
4. 育種高等登録したものには、第2号ひな形の額章及び第9号様式の育種高等登録証明書を申込者に交付する。
5. 子牛登記したものには、第10号様式の子牛登記証明書を申込者に交付する。ただし、異性の複数産子の雌にあっては、証明書の欄外にその旨を明記する。

(登録の登載)

第23条 登録した牛は、本会発行の登録簿にこれを登載する。

(登録及び子牛登記の取り消し)

第24条 登録又は子牛登記に関し虚偽又は不正の行為があると認めるときは、その登録又は子牛登記を取り消し、その証明書を回収するとともに、登録原簿から抹消し本会発行の機関誌にその旨を掲載する。

(登録及び子牛登記の訂正)

第25条 登録又は子牛登記について誤りを発見したときは、その登録又は子牛登記を訂正する。ただし、訂正し得ないものについては、前条に準じて取り扱うものとする

2. 高等登録又は育種高等登録となった後にその産子に第5条第2項に示す異常形質のものが出現したときは、その高等登録又は育種高等登録を取り消し、その証明書及び額章を回収するとともに、登録原簿から抹消し、本会発行の機関誌にその旨を掲載する。

(子牛生産の届出義務)

第26条 登録牛が出産（流産、死産及び奇形等の異常出産の場合を含む）したときはその所有者は第2号様式の子牛生産届（又は分娩届）により、速やかに本会に届け出なければならない。

(へい死等の届出義務)

第27条 登録牛又は子牛登記牛がへい死又はと殺若しくはと殺処分されたときは、その所有者又は管理者は、遅滞なく廃用の区分及び年月日を記載した理由書にその登録又は子牛登記の証明書を添えて本会に届け出なければならない。

(移動証明)

第28条 登録牛又は子牛登記牛を譲受したとき、又は相続によりこれを取得したときは、譲受人又は相続人は第11号様式の移動証明申込書に所要の事項を記入し、その登録又は子牛登記の証明書を添えて、移動証明を受けなければならない。

(証明書の書換え及び再交付)

第29条 登録又は子牛登記の証明書を汚損したときは、第12号様式の書換申込書を提出しなければならない。

2. 所要の事項を記入し、その理由書と審査委員の現牛確認証明書を添えて本会に提出し、本会が調査の上、事情がやむを得ないと認めた場合は、前項に準じて再交付を受けることができる。
3. 再交付の登録又は子牛登記の証明書には、その右上に『再交付』の文字を朱印し再交付年月日を付記するものとし、その再交付によって原証明書は効力を失う。

(登録等の料金)

第30条 登録等に関する料金は、別表2のとおりとし、審査に合格したとき納付するものとする。

2. 既に納付した料金は、原則としてこれを返還しない。

第 4 章 雑 則

(支部の報告義務)

第31条 支部は毎年3月末までに翌年度における事業計画書及び収支予算書を、4月末までに前年度における事業成績書及び収支決算書を本会本部に提出しなければならない。

(書類の経由)

第32条 この規程により本会に提出する書類は、支部を経由するものとする。
ただし、支部のない地域にあっては本会本部に直接提出する。

附 則

1. この変更後の規程は、令和1年10月1日から施行する。